

一般社団法人 神奈川県労働福祉センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県労働福祉センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、労働者および労働者の団体の福祉厚生活動を積極的に推進し、もって労働者の経済的、文化的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)神奈川県労働福祉センターの管理運営に関する事業
- (2)労働者の福祉活動の調査研究に関する事業
- (3)労働者の福利厚生事業
- (4)消費者教育に関する事業
- (5)労働者の旅行斡旋に関する事業
- (6)その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体または個人
- (2)賛助会員 この法人の事業遂行を支援する団体または個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 第7条及び第8条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(種別)

第10条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 理事および監事の選任又は解任
- (4) 理事および監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）およびこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会日の1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、第17条第4項に該当するときは、2週間前までに発するものとする。
- 4 前項に関わらず、総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出するものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 4 理事会において総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- (1)開会の日時および場所
 - (2)会員の現在数
 - (3)会議に出席した会員の数（書面表決者および表決委任者を含む）
 - (4)議決事項
 - (5)議事の経過の要領およびその結果
 - (6)社員総会に出席した理事、監事の氏名
 - (7)議長の氏名
 - (8)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (9)その他法令で定める事項
- 2 議長および出席した正会員または理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員の種類および定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上17名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうちから、理事長を1名、常務理事を2名以内置く。
 - 3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事および監事は、会員(会員が団体であるときは、その指名する者)の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事については2名以内の範囲で、会員以外の者から選任できる。

- 2 監事はこの法人又はその子法人(法人法第2条第4号に定める法人)の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。但し、代表行為を除く。
- 4 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事がこの定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事および監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 理事および監事には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除等)

第27条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および常務理事の選定および解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会日の1週間前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを1日前まで短縮することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、常務理事がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議および報告の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 理事又は監事が、理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第22条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、法令の定めるところにより他の出席した理事も記名押印する。

第7章 会計

(事業計画および収支予算)

第35条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第36条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告

(公告)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は野村芳広とする。